問題1 人権享有主体性①

株式会社 X は、Y 市に所在する企業である。株式会社 X は、その会社敷地内に「××法案は不当である。断固として法案可決に反対する」と書かれたポスターを設置した。ところが、Y 市は、近隣住民から苦情が寄せられていることから、ポスターを撤去するように行政指導を行おうとしている。Y 市による行政指導が行われた場合、株式会社 X は憲法上の権利が侵害されると考えている。この場合、問題となる権利は憲法上保障されるのか。

< MEMO>

解答

- 1 株式会社 Xの××法案に反対するポスターを設置する自由が憲法上保障されるか。株式会社 X は自然人ではない法人であるため、人権享有主体性が問題となる。
- 2 この点、法人は一個の社会的実体として社会における重要な構成要素である。そこで法人も、性質上可能な限り人権保障が及ぶと考える。

本件についてみると、法人も一個の社会的実態として政治的批判をする主体となりうるため、法人の表現活動を観念することは可能である。

したがって、政治的表現の保障が法人である株式会社 X にも性質上及ぶと考える。

3 よって、上記自由は憲法21条1項で保障される。

以上